



**ROTARY
WEEKLY
NEWS**

事務所：長野県伊那市狐島4288番地 電話 0265(76)5858 例会日：毎週火曜日 例会場：海老屋料理店 0265(72)2158
会 長：小川秋實 副会長：唐澤敏治 幹事：小向誠一



2014-2015 国際ロータリーのテーマ

ロータリーに輝きを

Light up Rotary

2014-2015 RI会長
デイリーC.K.ホアン
台湾台北



第1308回 例会 平成27年4月28日(火)

■ 点 鐘

12:30

■ ソング

翔け 中央ロータリー

馬場秀則ソングリーダー



■ 会長談話

小川秋實会長



ゴルフのシーズンとなり、わがクラブのゴルフ・コンペが先日行われました。税金の話ですが、ゴルフ場を利用する人に対してゴルフ場利用税が課税されます。1日あたり800円が普通ですが、ゴルフ場の格式や整備状況によって、1200円のところもあります。娯楽施設の利用に特別な税がかかるのはゴルフだけです。なぜかという、ゴルフを楽しめるくらいお金に余裕がある人は税をたくさん払えるはずだということからです。ただし、18歳未満、70歳以上および障害者は免除されています。

金持ちほど税を多く払うべきだという考え方は、洋の東西を問わず古くからあります。所得税は、累進税率によって所得が多い人ほど税率が高く、酒・タバコといった嗜好品に特別な税がかかっています。四半世紀前までは、パチンコ店・マージャン店・ゴルフ場については娯楽施設利用税、劇場や遊園地に入場税、ぜいたく品に物品税がかかりました。物品税は、ぜいたく度合いに応じて税率が決まっていました。ゴルフ用具は30%、自動車は23%、ルームクーラー・冷蔵庫・大型テレビ・灰皿は20%、電気掃除機・自動洗濯機・レコードは15%、化粧品・コーヒーは5%という具合です。しかし、コーヒーは課税され、紅茶は課税されない。最新の機器は高額でぜいたくなのに法律に書いてないので課税されない。このように不合理なことが多々ありました。

昭和64年、消費税が導入され、これらの税はなくなりましたが、ゴルフだけは別格だとして、ゴルフ場利用税という形で現在まで残っています。プレー料金に消費税がかかり、そのうえ利用税も取られる二重課税の状態です。オリンピックの正式種目になったスポーツに二重課税は問題だという意見もありますが、ゴルフ場利用税の税収は年500億円ほどで、ゴルフ場がある自治体にとっては貴重な財源です。なお、ゴルフ練習場に利用税はかかりません。

二重課税されているものは、ゴルフ以外にもたくさんあります。アルコールやタバコは消費税のほかに特別な税がかかり、酒税は年1.3兆円、タバコ税は年1兆円に達します。自動車には9種類もの税がかかり、自動車ユーザーが払う税金は8.6兆円にもなります。うち、自動車取得税と揮発油税は消費税との二重課税、自動車重量税は自動車税との二重課税です。印紙税は、不動産売買契約書・領収書(5万円以上)などの文書を作成したときの税金で1兆円になります。おかしなことに、医師・弁護士・会計士・税理士等の領収書は印紙税がかかりません。また、契約や受取りの内容をフロッピーディスクやファックスでやり取りする場合は、印紙税はかかりません。二重課税されている総額は7兆円近くになります。成人人口1億人で割ると、1人当たり7万円の負担ということです。消費税(8%)の税収が15兆円に過ぎず、国の財政赤字が厳しい状況なので、二重課税を止めるのは難しいと思います。

■ ニコニコボックス

◆小川秋實 世界では天変地異、日本では異常気象が続いています。平穏平和であることを祈っています。

- ◆馬場秀則 25日「イナアイネット」伊那市有線の総代会が終了しました。有線は、地元の身近なニュース・電話代無料・その他すばらしい機能があります。是非ご入会をお願いします。
- ◆唐澤敏治 4月23日晴天に恵まれ楽しいゴルフ、大変ありがとうございました。優勝・準優勝が想像もしていなかった人が(?) 9打もマイナスの人に失礼でしょうか？
- ◆熊谷健 23日は絶好のゴルフ日和のもとで、RCゴルフコンペに参加させていただきました。ベスグロ・ニアピン・ドラゴンなど、いただいたものを全部ニコニコボックスに入れさせていただきます。
- ◆井上修 神田ロータリークラブでメーキャップさせていただきました。
伊那中央ロータリーのメンバーは傑物揃いです。
- ◆伊澤和男 創立例会も終わり、桜も散り、だんだんですネ。
- ◆馬場秀則 小川秋實 ロータリークラブゴルフコンペで優勝と準優勝しました。
(発表 伊藤幸明委員長)

■ 幹事報告 小向誠一幹事 幹事報告は別紙をご覧ください。

■ 委員会報告

・「ロータリーの友」4月号紹介 雑誌担当 松田靖宏委員



4月は雑誌月刊ということで、横組み3ページにRI会長より、この雑誌の大切な役割についてのメッセージが掲載されています。
8ページ、ロータリー雑誌の仲間たちでは、世界各国の雑誌の表紙が掲載されており、色々なお国柄が表れていて見ているだけでも楽しめます。
10～14ページでは、ロータリーの友に関わっての記事で、ロータリーの友委員長と、女性3名の地区代表委員の座談会が企画されていて、女性ならではの視点が紹介されており勉強になりました。

31ページのロータリーもネットで教育の時代には、RIのウェブサイトにも、ロータリーについて知っておかなければならないことが学べるツール「ロータリーEラーニングセンター」が用意されており、学習方法の一つとして役立ちそうです。また、この雑誌も電子版で読むことが出来る様になり、より活用の幅が広がりました。

縦組み4ページでは、日本の再生 地域の役割と文化芸術の力と題して、前文化庁長官近藤誠一様の寄稿文が掲載されていて、日本人が育ててきた伝統的な思想、日本文化の素晴らしさと役割、その元になった地域の文化の重要性について説いており、読み応えのある内容でした。

・ゴルフ部より 唐澤敏治ゴルフ部長



4月23日伊那中央RCゴルフコンペの成績発表・表彰
優勝/馬場秀則会員 準優勝/小川秋實会員
3位/中川博夫会員
次回は5月14日に蓼科高原カントリークラブで行います。夜はゴルフ部例会及び表彰式・懇親会を行いますので多数ご参加下さい。



■ 出席報告 会員数35名 出席免除会員8名 長欠会員2名 本日出席者24名 事前メイク2名
出席率86.67% 前回出席率 修正なし (発表 井上修委員)

■ クラブフォーラム

「ロータリー情報の提供」 馬場秀則ロータリー情報委員長



馬場秀則ロータリー情報委員長より「標準ロータリー・クラブ定款の改訂について」説明がありました。
詳細は別添の資料をご参照ください。

■ 点 鐘 18:45

次回例会

5月12日(火) 点鐘 12:30 場所 海老屋料理店

標準ロータリー・クラブ定款の改訂について

2013年規定審議会で採択された立法案（制定案）で、標準ロータリー・クラブ定款の改訂部分をお知らせいたします。この改訂は2013年7月1日より有効となりますので、『クラブ現況報告書』等に反映して、クラブ運営の参考にしていただければ幸いです。なお、この改訂条文は、規定審議会結果速報に基づいていますので、本年12月発行予定の『2013年手続要覧』日本語版とは、表現が異なる場合もあるかもしれませんので、ご了承願います。

*以下の、条文で、削除する個所には抹消の線(—)が引かれ、改訂された本文には載らない。
改訂される文章には下線()が引かれている。

● 第5条 五大奉仕部門 （立法案13-69）

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実
際的な規準である。

.....

5. 奉仕の第五部門である新世代青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

● 第7条 会員身分 （立法案13-49、13-51）

第4節 - 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。

- (a) 会員候補者。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、~~被推薦者がかつて属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではない。~~本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元の所属クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求すべきである。~~することができる。~~
移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節

の下に、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。移籍会員や、クラブを変える元会員は、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求められるべきであり、以前のクラブからの書面による承認を得るまでは、そのような会員を入会させるべきではない。

● 第7条 会員身分 （立法案13-52）

第4節 - 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。

- (b) 現会員または元会員。本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。要請から30日以内にそのような文書を提供しなかった場合、当該会員は本クラブに対して債務を負っていないと見なされるものとする。

● 第9条 出席 （立法案13-12、13-14）

第1節 - 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトその他のイベント・活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

● 第9条 出席 （立法案13-22）

第3節 - 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由から12カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。そのような健康上の理由による欠席は、クラブの出席記録上で欠席として算入されないものとする。

● 第9条 出席 （立法案13-23）

第3節 - 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (b) ~~年齢が65歳以上の会員で、かつ、一つまたは複数のロータリー・クラブの~~ロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適

用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

● 第9条 出席 (立法案13-27)

第4節 - RI役員の欠席。会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

● 第9条 出席 (立法案13-28)

第5節 - 出席の記録。本条第3節 (a) の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節 (b) または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

● 第10条 理事および役員 (立法案13-02、13-03)

第4節 - 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、~~1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。~~とし、1名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、~~および~~副会長 (任命された場合)、および幹事は、全員理事会のメンバーとする。また、~~幹事、会計および会場監督 (任命された場合) は、~~細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであつても、またはそうでなくともよいとすることができる。

● 第10条 理事および役員 (立法案13-06、13-58)

第5節 - 役員の選挙。

(c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、当クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修協議会、

もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

● 第11条 入会金および会費 （立法案13-08）

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、~~あるいは他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員~~は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

● 第12条 会員身分の存続 （立法案13-12、13-14）

第4節 - 終結 欠席。

(a) 出席率。会員は、

- (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトその他のイベント・活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、
バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。
- (2) 年度の各半期間に開かれた、本クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトその他のイベント・活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがあることができる。

● 第12条 会員身分の存続 （立法案13-48）

第5節 - 他の原因による終結。

(a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席している全投票
理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結することが
できる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリー・クラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。

ロータリーの目的 「綱領」邦訳の改訂について

規定審議会での改訂事項ではありませんが、「Object of Rotary」の訳が新たに「ロータリーの目的」（旧「ロータリーの綱領」）となり、その本文訳は以下の通り改訂されました。

翻訳改訂までの経緯については、「ロータリーの友」2013年1月号18ページに掲載された記事をご参照ください。『2013年手続要覧』をはじめ、今後改訂される資料には新訳が掲載されます。なお、英語の原文に一切変更はありません。

ロータリーの目的（国際ロータリー定款、標準ロータリー・クラブ定款 第4条）

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

* 参考 旧訳

第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。